

## 令和3年第2回砂川市議会臨時会

令和3年4月13日（火曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告  
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 3号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第 2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 6 議案第 4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて  
閉会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
北谷 文夫議員  
増井 浩一議員  
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定  
自 4月13日 1日間  
至 4月13日
- 日程第 3 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 3号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第 2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 6 議案第 4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

### ○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君	副議長 増 山 裕 司 君
議 員 中 道 博 武 君	議 員 多比良 和 伸 君

佐々木 政 幸 君  
飯 澤 明 彦 君  
北 谷 文 夫 君  
辻 勲 君

高 田 浩 子 君  
増 井 浩 一 君  
沢 田 広 志 君  
小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	河 原 希 之
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	中 村 一 久
経 済 部 審 議 監	東 正 人
建 設 部 長	近 藤 恭 史
建 設 部 技 監	小 林 哲 也
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	板 垣 喬 博
政 策 調 整 課 長	井 上 守
税 務 課 長	江 末 孝 之

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長                    山 形                    譲

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長                    熊 崎                    一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長                    中 村                    一 久

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事            務            局            長                    為   国            修            一

事            務            局            次            長                    川   端            幸            人

事            務            局            主            幹                    山   崎            敏            彦

事            務            局            係            長                    斉   藤            亜 希 子

○議長 水島美喜子君 おはようございます。開会前に、4月1日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申出がありますので、これを許します。  
副市長。

[副市長より新説明員紹介]

開会 午前10時02分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和3年第2回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び増井浩一議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月13日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事項を専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の事項は北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約

の変更についてであり、専決処分年月日は令和3年3月30日であります。

専決処分の理由は、令和3年第1回市議会定例会で可決された北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事請負契約における工期の変更について、議会を招集する時間的余裕がないことから、当該事項を専決処分いたしましたので、承認を求めるものであります。

裏面をお開き願います。専決処分書であります。変更の内容は、工事請負契約の変更についてであり、工事期間について契約締結の翌日から令和4年3月31日に変更するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第5号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第4 議案第3号 財産の取得について

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第3号 財産の取得についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第3号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、砂川市土地開発公社が所有する道央砂川工業団地用地を買収するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

土地の表示は、所在、西7条北22丁目、地番、122番3、雑種地、地積、4万2,141平方メートル。取得者は砂川市、予定価格は3億6,470万8,000円、取得

の相手方は砂川市西6条北3丁目1番1号、砂川市土地開発公社理事長、湯浅克己であります。

この件は、令和3年度当初予算に計上した財産取得に伴うものであり、債務負担行為により令和9年度まで支払いをしていくものでございます。

3ページには附属説明資料として道央砂川工業団地土地開発公社用地買収図を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 議案第3号についての質疑を行います。

今総務部長がお話しになったように、これは令和3年度の当初予算での債務負担行為に対する契約ということだと思っているのですが、砂川市の場合は平成19年度から土地開発公社の所有の工業団地の用地を毎年6,000万円ずつ買っているわけです。議案第3号の附属説明資料を見ますと、いよいよ大きな区画として買うのはこれが最後になるのかと思うわけですが、砂川市はこのようにして毎年6,000万円ずつ土地開発公社の土地を買いながら土地開発公社を応援してきたような形になっているのですが、ただ直近の令和元年度の借入れ残高を見ると、まだ10億円ほど土地開発公社には借金が残っているわけなのです。3億6,000万円の土地を買ったとしても、まだ借金は残るという状況であるわけですが、この財産を取得するに当たって、砂川市は今後土地開発公社をどのようにしようと考えているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第3号の財産取得に対する総括質疑をいただきましたので、ご説明をしていきたいと思っております。

財産につきましては、本年度当初予算において計上されている総務費の財産管理に要する経費において土地開発公社用地買収として1筆の土地を令和9年度までの債務負担行為により取得し、本年度債務負担行為初年度分として3,215平米、2,700万3,000円の歳出予算を執行する上で必要となる議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。この予算計上に当たっては、土地開発公社用地の買収は平成19年度から行われている公社の経営改善取組の一環であり、あわせて平成31年3月に策定いたしました第三セクター等経営健全化方針に基づき、市が行う無利子の短期貸付け、土地開発公社の所有地の計画的な買収、土地開発公社が販売した宅地分譲地の旧売却価格と旧簿価の差額相当分を補助する支援策により取り組んでおります。今回の土地購入によりまして今後も年6,000万円を支出する

もので、この土地の購入費の支払い期限であります最終年の令和9年度までには市内銀行の有利子の借入金の返済を終え、市の短期貸付けに対する返済が進められると考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 あまり詳しく聞いていくと土地開発公社の方に答弁をしてもらわなくてはならなくなってしまうので、そこは分かっているながら質疑をもう一回したいと思うのですけれども、先ほども言ったとおり6,000万円ずつ買っていくということは平成19年度から行われていますし、分かっているわけなのですけれども、ただ最初の質疑でお話をしたとおりで、今まである程度まとまった土地として市がいろいろ買って来たのは間違いなくあったわけです。先ほども言ったとおり、附属説明資料を見て、これだけ大きなところで、これが終わってしまうとあとはまとまった土地というのはもうないのです。ここは私の話で合っていると思うのですけれども、そうやっていったときに、民間の金融機関の借金は取りあえずこの3億6,000万円を買うことによって何とかなると。たしか市の借金は7億1,000万円ほどあったはずなのですけれども、先ほどの総務部長のお話でいくとそこは今後また返してもらえそうな雰囲気があったわけなのですけれども、ただ土地開発公社の土地はもうこれ以上売るところがないわけで、市に買ってもらうところがないわけではないのですか。そここのところをまずお伺いすると、市の7億円に対してはどうこれを考えていくのか。先ほど部長が言った第三セクター等改革推進債というのを一回検討しましたけれども、それよりも6,000万円ずつ開発公社の土地を買いながら健全化していったほうがいだろうという結論の中で今進められてきていると思うのですけれども、そのようなことからして、これ以上市が応援すべき土地があるものなのかどうか。それと、市が土地開発公社に貸している、たしか7億1,000万円ほどだったと思うのですけれども、これについては今後市はどう考えていこうと思いつつながらこの契約をされようとしているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、公社の用地についてでございますけれども、確かに大きい土地、まとまった土地というのは今回最後かというお話でしたが、空知太側に一番最後に買収した土地がまだ残っております。今言われているのは、工業団地として売り出した部分については確かに大きいのは最後になりますけれども、まだ空知太側に用地が11万平米ぐらいの面積が残っておりますし、また住宅団地等にも未造成の部分とかも含めて残っておりますので、公社的には財産はまだあるものという報告をいただいているところでございますし、市の7億1,000万円の件についても先ほどご答弁させていただきましたが、今回の債務負担の中で令和7年頃に有利子が終わりますが、8年、9年の6,000万円の買入れによる償還財源については市の7億1,000万円の単年度の借金というのを少しずつ減らしていけるものと考えておりますので、それ以降も一気に償還すること

はなかなかできませんので、今までどおり、これは31年3月に三セクの経営健全化方針というのを定めさせてもらって、皆さんにお示しさせていただいているのですけれども、その方針にも従った形での買収計画になるものと思っております。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第5、議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算の2件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、砂川市税条例等の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては9ページ、議案第2号附属説明資料によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。

第24条第2項の改正は、個人の市民税の非課税の範囲の定めであり、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、対象を限定する改正規定であります。

第36条の3の2第4項の改正は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の定めであり、給与所得者が扶養親族申告書を電子提出する際の税務署長の承認を廃止する

改正規定であります。

第36条の3の3第1項、第4項の改正は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の定めであり、非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、対象を限定する改正規定及び公的年金等受給者が扶養親族申告書を電子提出する際の税務署長の承認を廃止する改正規定であります。

第53条の8の改正は、特別徴収税額の定めであり、引用条項の追加に伴う条文整理であります。

第53条の9の改正は、退職所得申告書の定めであり、退職所得申告書を電子提出する際の税務署長の承認を廃止する規定の追加であります。

第81条の4の改正は、環境性能割の税率の定めであり、燃費基準の適用を受ける3輪以上の軽自動車の範囲を新たな燃費性能に応じた税率区分を設定する準用規定の追加であります。

第159条の改正は、国民健康保険税の減額の定めであり、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の改正規定であります。

附則第5条第1項の改正は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等の定めであり、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、対象を限定する改正規定であります。

附則第6条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の定めであり、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化し、適用期限を5年延長する改正規定であります。

10ページになります。附則第10条の2第3項から第20項まで、同じく第21項、第22項の改正は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、引用条項の変更及び項の削除並びに固定資産税等の課税標準の市町村で定める特例割合を3分の1とする項の追加による項の移動であります。

附則第11条の改正は、土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の定めであり、土地に課する固定資産税の特例の適用期限を3年延長する改正規定であります。

附則第11条の2第1項、第2項の改正は、令和元年度または令和2年度における土地の価格の特例の定めであり、土地の価格の特例の適用年度の改正規定であります。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めであり、宅地等に課する固定資産税の特例の適用年度の改正及び規定の追加であります。

附則第13条の改正は、農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めであり、農地に課する固定資産税の特例の適用年度の改正及び規定の追加であります。

附則第15条第1項、第2項の改正は、特別土地保有税の課税の特例の定めであり、特別土地保有税の課税の特例の適用年度及び適用期限の改正規定であります。

11ページになります。附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税の定めであり、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長する改正及び引用条項の追加であります。

附則第15条の2の2第2項の改正は、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例の定めであり、燃費基準の適用を受ける3輪以上の軽自動車の範囲を新たな燃費性能に応じた税率区分を設定する準用規定の追加であります。

附則第16条第1項から第4項まで、同じく第6項、第7項、第8項の改正は、軽自動車税の種別割の税率の特例の定めであり、グリーン化特例（軽課）の対象を限定した上で特例期限を2年延長する規定の改正に伴う項の追加及び条文整理並びに条文の追加であります。

附則第16条の2第1項の改正は、軽自動車税の種別の賦課徴収の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第20条の10の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の定めであり、新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合の住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長に伴う項の追加であります。

附則第21条の改正は都市計画税の法附則第15条第19項の条例で定める割合の定め、附則第21条の2の改正は都市計画税の法附則第15条第38項の条例で定める割合の定め、附則第21条の3の改正は都市計画税の法附則第15条第39項の条例で定める割合の定め、12ページになります。附則第21条の4の改正は都市計画税の法附則第15条第47項の条例で定める割合の定めであり、いずれも引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第21条の6の改正は、宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、宅地等に課する都市計画税の特例の適用年度の改正及び規定の追加であります。

附則第21条の7、附則第21条の8、附則第21条の9、附則第21条の10の改正は、附則第21条の6と同様の定めであり、都市計画税の特例の適用年度の改正規定であります。

附則第22条の改正は、農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、農地に課する都市計画税の特例の適用年度の改正及び規定の追加であります。

附則第23条の改正は、都市計画税の課税の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第27条の改正は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定

めであり、軽減判定所得基準の見直しに伴う改正規定であります。

13ページになります。次に、第2条は砂川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、令和2年4月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例について、改正した内容を改めて改正が必要になったことによるものであります。

第48条第10項、第16項の改正は、法人の市民税の申告納付の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第50条第4項の改正は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続の定めであり、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続に係る引用条項の追加であります。

第52条の改正は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の定めであり、法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る引用条項を変更する規定の追加であります。

附則第4条の改正は、延滞金の割合等の特例の定めであり、規定の追加による条文整理であります。

次に、7ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、施行期日の定めであり、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。ただし、第1号に定めるものは令和4年1月1日から、第2号に定めるものは令和6年1月1日から、第3号に定めるものは特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置の定めであり、改正後の規定は施行日以後の期間に適用し、同日前については従前の例によるものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置の定めであり、別段の定めがあるものを除き、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用するもので、令和2年度までの固定資産税については従前の例によるものであります。

8ページになります。第4条は、軽自動車税に関する経過措置の定めであり、改正後の規定は施行日以後に取得された軽自動車に適用し、施行日前に取得された軽自動車に対して課するものについては従前の例によるものであります。

第5条は都市計画税に関する経過措置、第6条は国民健康保険税に関する経過措置の定めであり、別段の定めがあるものを除き、令和3年度以後の年度分から適用するもので、令和2年度分までは従前の例によるものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,123万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億2,488万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は新規事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、2項1目児童福祉総務費で二重丸、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に要する経費2,123万6,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親及び二人親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案した生活支援特別給付金を支給することにより、適切な支援をすることとしたものであります。支援対象者は、まず令和3年4月分の児童扶養手当受給者、次にひとり親で公的年金等の受給により令和3年4月分児童扶養手当の支給を受けていない者、さらにひとり親で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者に対し支給するものであり、これに加え、二人親で住民税非課税の子育て世帯について支給するものであります。支給額は、児童1人当たり5万円を支給するものであります。職員手当17万7,000円は職員の時間外手当であり、システム改修委託料77万円は児童扶養手当のシステムを改修するものであり、子育て世帯生活支援特別給付金2,000万円は給付金の合計額であり、その他の経費28万9,000円は消耗品、郵送料などの経費であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括で説明申し上げます。15款国庫支出金で2,123万6,000円の補正は、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費補助金であります。

以上が歳入であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) それでは、議案第2号について総括質疑をさせていただきます。

国民が、道民が、市民が願うコロナ対策ですが、コロナで苦しむ医療現場の支援、PCR検査の抜本拡充、事業者や労働者、女性や生活困窮者への支援等、取組がまだまだ不十分です。その一方で、大企業の利益になるデジタル化や原発再稼働、アメリカの武器の購入などに税金をつぎ込んでいる現状があります。一体コロナ対策と何の関係があるのでしょうか。コロナ危機の今、こうした政治が大きく行き詰まっているのではないのでしょうか。

大企業やお金持ちばかりが潤う社会でいいのか、それとも命と暮らしを支える人に優しい社会に変えるのか、政治が大きな変わり目になっている現状があります。

議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、今回の市税条例の一部改正に伴う軽自動車税及び医療費控除の詳細についてまず伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 今回の税条例改正に伴う軽自動車税及び医療費控除の特例、セルフメディケーション税制ですけれども、この詳細についてというご質問でございますので、順次ご答弁申し上げます。

軽自動車税につきましては、軽自動車取得の際に課される環境性能割について令和元年10月に創設され、税率区分の見直しとして現行の燃費基準の達成目標を2020年度から2030年度に置き換え、クリーンディーゼル車については2030年度の燃費基準の達成目標区分に移行させた上で現行の税率1%分の臨時的軽減措置として昨年の条例改正で6か月延長したものをさらに9か月、令和3年12月31日まで延長させるものであります。また、軽自動車税の種別割については、取得の翌年度のみ適用されるグリーン化特例については平成27年度改正により燃費基準の達成目標区分により軽減されている税額について、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、燃料ガス自動車を対象として75%の軽減、また営業用乗用車についても2030年度の燃費基準の達成目標に応じて50%の軽減及び25%の軽減をする措置を令和5年3月31日までの2年間延長するものであります。

次に、医療費控除の特例につきましては、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う個人が平成29年1月1日以降に要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、スイッチOTC医薬品と言われる医療用から転用された市販薬を購入した際にその購入費用が年間10万円を限度として1万2,000円を超える額を所得控除することができるものとなっており、その適用期限について令和4年までの期間を令和9年度までの5年間延長させるものであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 市税条例の中で軽自動車税と医療費控除の件について再度説明していただいたわけですが、全体的に各項目、コロナ禍であるということも含め、おおむね期間の継続等が多い内容になっているようですけれども、まず軽自動車税についてなのですが、附則のところでもありましたように、軽自動車税のグリーン化特例の対象限定ということで対象を限定しておりますけれども、その中で改正前と比べて、対象者について前は対象だったのに対象ではなくなったというような内容がなかったのかについてまず伺いたいのと、医療費控除のセルフメディケーション税制の過去の申告状況についてどのような形であったのかについて伺います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 2回目に今ご質疑いただきましたけれども、先ほどすみません、1回目の答弁で75%軽減のところの車種を私言い間違えましたので、もう一回改めて申し上げます。電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車ということで訂正をさせていただきます。

それと、今2回目で質疑いただいたグリーン化特例の限定ということで、その部分の内容の質疑でございますけれども、今回の改正でクリーンディーゼル車、こちらのほうが今まで改正前にあった区分から外されたということでございますが、軽自動車税についてクリーンディーゼル車というのは現状の中ではございませんので、その点についてはご了解いただきたいと思います。

それと、セルフメディケーション税制の医療費控除の特例ですけれども、この制度は29年1月1日からスタートした税制でございます。件数は29年分6件、平成30年分4件、令和元年分1件、2年分1件で、4年間の合計で12件、所得控除額で55万3,000円となっているところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 軽自動車税については、今まで対象だったところですが、グリーンディーゼル車については外れてしまったが、軽自動車について現状ではないという話でした。

そして、セルフメディケーション税制についてなのですけれども、過去の件数を今聞いたところ、6件、4件、1件ということで各年度、全体的に少ないのかという印象がありまして、数年たっているのですけれども、知らない方が結構多いのではないかと、知らなかったというような話も聞きますので、その点の今までの周知方法、今後この改正についての周知方法について伺いたいのと、今回の市税条例の一部改正の中で、先ほど話していただいた軽自動車税も含めて、市民の方々の税負担が増えるというような内容のことはないのでしょうか、その点について確認したいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 今回の市税条例の改正等に伴う市民への周知ということですが、税の関係の改正があったときは、税率についてはホームページに適宜載せておりまして周知をさせていただいております。また、期間の延長ということが今回多い中で、期間の延長で何月何日までと書いているホームページのところは改めて日付を延長した日付に変えますし、今そういう税制がありますという現在進行形の表記もしているところもございまして、この点については期間が終了するまでは継続して周知をするという形で市民の皆様にこの改正については周知をしていきたいと考えております。

それから、今回の市税条例の改正では、例えば軽自動車税では種別割で軽減される期間の延長ですとか、軽自動車の取得時の環境性能割の臨時的軽減措置の延長、9か月延長さ

れます。さらに、固定資産税、都市計画税等では、税額が仮に上がった場合にはその負担調整措置について今徐々に上げるというスタイルを取っていますけれども、それもその適用期限を3年間延長する。さらには、令和3年度分で税額がコロナの影響によりまして増額になる部分については、令和3年度に限り、前年度と同額に据え置くという内容の改正でございます。また、国民健康保険税でも軽減判定の際に基礎控除額が改正されましたけれども、これについても従来どおり軽減の対象となるよう基準額を調整する改正内容となっておりますので、今回の市税条例の改正によって以前と比べて税負担が生じるというものは現在ございません。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、総括質疑に入らせていただきます。

コロナ危機の下、この春休み、ゴールデンウィークに向け、まん延防止等重点措置決定が各地にされ、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種も始まりました。そして、新型コロナウイルス感染症の変異ウイルス拡大に向け、羽田空港ではPCR検査キットの配布もされています。この激動の情勢の下、東京電力福島第一原子力発電所で増え続けるトリウム等の放射性物質を含む水を海に放出する方針を固めた政府の対応等、不安を抱えている市民の方々がたくさんいらっしゃいます。

今回の議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算、歳出、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に要する経費について、まず詳細を伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に要する経費の詳細につきましてご答弁申し上げます。

まず、制度の概要につきましてご説明いたしますが、今回の特別給付金は国の施策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得のひとり親及び二人親世帯に対し生活支援を行う観点から実施されるものであり、対象となる世帯には児童1人当たり5万円を支給するものであります。支給対象者は4つの類型に分かれまして、1つ目は令和3年3月末までの児童扶養手当の受給対象者で、205世帯、児童数315人を見込んでおり、この世帯は申請不要でありまして、児童扶養手当の支給日である5月に給付金を振り込む予定であります。2つ目は、ひとり親で公的年金等を受給しているため児童扶養手当を受給していませんが、前々年の所得が同手当の支給制限限度額を下回る方で、20世帯、児童数35人を見込み、3つ目は、ひとり親で一定の所得があるため児童扶養手当を受給していませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の所得が同手当の支給制限限度額を下回るようになった方で、15世帯、児童数30人を見込んでおり、児童扶養手当の受給対象者以外のひとり親の方には4月下旬から周知を行い、5月上旬から申請の受付を開始し、順次支給の可否を決定する予定であります。これらの3つの類型に該当する方にはこれまでも臨時的に支援をしておりますが、4つ目は新たな支給対象者として、二人親で住民税非課税の子育て世帯で10世帯、児童数20人を見込んでおります。この世帯につきましては、現在国において制度設計中であることから、詳細は今後決定される予定であり、今回は詳細の決定後に速やかな支給を実現するため、想定される世帯数及び児童数を見込み、予算を計上したところであります。4つの類型の支給対象世帯の合計は、250世帯、対象の児童の総数400人と見込み、特別給付金として2,000万円を計上したところであります。

また、給付金の支給に係る事務費といたしまして、職員の時間外手当として17万7,000円、データ抽出及び支給決定処理等に係るシステム改修委託料として77万円、その他の経費といたしまして消耗品6万9,000円、印刷製本費1万4,000円、通信運搬費17万3,000円、金融機関への振込手数料3万3,000円を計上したところであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 子育て世帯にとってとてもよいことであり、昨年度の支援にまた追加ということで、すごくいいことであるとは思いますが、その中でさらに二人親ということで拡充したことは、国の考えですけれども、対象者が増えたことはとてもよいことだと思えます。その点について先ほど説明もありましたが、現時点でのというお話でした。現時点でのお話だとは思いますが、対象者は、今妊娠されている方、現時点で4月に出産された方等もいらっしゃると思うのですが、その方々について対象になるのかを伺いたいのと、先ほどのお話の中で児童扶養手当の受給者については申請が必要ありませんという内容でした。そして、そのほかの方々については4月下旬に周知して、申請が必要という流れになっていますけれども、周知方法と申請方法についてどのような

形になるのかについて伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員の質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、4月以降の出生児は対象になるのかという点でございますけれども、国からは現時点におきまして制度概要の詳細はひとり親世帯に関する部分だけが示されておりますが、その支給対象者は令和3年3月までに児童扶養手当の受給対象となる方などと定められておりますので、4月以降の出生児は対象にならないこととされております。

また、周知方法につきましては、申請が必要なひとり親世帯の方に対しては4月中にホームページ等で周知を始めまして、5月中には広報紙にも記事を掲載し、また昨年度給付金を受給されている方には文書でお知らせをしたいと考えてございます。二人親世帯の方につきましては、国から制度設計が明らかにされました後、速やかにホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 先ほど答弁の中にありました家計急変により児童扶養手当の支給基準を下回ったというような話もあったかと思うのですが、その急激な基準についてもう一度詳しく教えていただきたいのと、あと二人親ということで住民税非課税世帯ということでもありますけれども、均等割と所得割についてのどのような、現時点でという話も先ほどからされていますけれども、その中について伺いたいのと、先ほど4月以降に出生された方、申請までに出生されている方とか妊娠中の方は対象外であるという話でしたけれども、昨年度の取組の中で今年度の3月31日までに枠を広げるといような策もあったかと思うのですが、今回砂川市として今年度の出生児についても対象とすることを検討しなかったのか。それと、二人親でも先ほど説明にもあったように住民税非課税世帯ということでありましたけれども、住民税について1,000円、2,000円払っていても非課税ではないわけなのです。でも、所得については結構低くて、コロナ禍にあって大変な、ほんの少しの差で該当しなかったという方々がいらっしゃる。家計が苦しい方々がいらっしゃるということについて、二人親世帯の対象枠を広げることについて検討しなかったのかについて最後に伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、急激な家計の急変についてもう少し詳細にというご質問でございますけれども、ひとり親世帯の方でこれまで一定の所得以上で収入があると

いうところで児童扶養手当の対象となっていない方であっても、昨年2月以降の特定の一月の収入状況が1.2倍することによって現行の児童扶養手当の所得該当になる基準になるという方については、家計急変者として今回の給付金の対象となるところでございます。

また、市としまして加えて対象の枠を広げることについての検討ということのご質問でございますけれども、今回の給付金につきましては国の施策として実施されるものでありまして、対象児童につきましては一律5万円、昨年度のひとり親世帯の給付金では2人目以降のお子さんは3万円というところに対しまして増額されてございます。さらに、二人親の非課税世帯についても今回新たに対象に加わっているということで、既に拡大された事業内容となっていることから、対象児童を国基準以上に拡大するというところについての検討はしていないところでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時10分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第6 議案第4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めること  
について

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第4号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第4号 砂川市固定資産評価員の選任についての同意を求める案件でございますが、現評価員でございます峯田和興氏は令和3年3月31日をもって辞任いたしましたので、地方税法第404条第2

項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

現市民部長、河原希之氏を選任いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第4号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

#### ◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで令和3年第2回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年4月13日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員